

新しい宮城の家・暮らし方推進協議会 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



平成30年度住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業を実施する者に対する補助事業）の審査結果について（通知）

平成30年度住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業を実施する者に対する補助事業）について、審査の結果、貴殿の提案を採択することが決定いたしましたので、お知らせいたします。補助金交付申請の上限額は次のとおりです。

仕組みの開発・周知に要する経費 : 959千円

仕組みの試行に要する経費 : 8,000千円

なお、本事業の執行にあたっては以下の点に留意し実施して下さい。

- ・上記の額は補助金交付申請可能額の上限であり、実際の交付額については交付申請の内容を確認し、必要性・合理性等が認められた場合に決定されます。
- ・本事業の「仕組みの開発・周知に要する経費」に係る補助金の上限額は、事業期間に関わらず、一事業主体当たり2,000万円が限度となっているので、貴団体においては、当該上限額の範囲内で仕組みの開発が確実に完了するよう、計画的かつ効率的な執行に努めて下さい。特に今年度に上限額に近い補助金の交付を受ける場合は、今年度中に仕組みの開発の完了が必要となる場合があるので注意して下さい。
- ・原則として、提案申請書の事業内容の変更は認められませんが、やむを得ない理由により変更する場合は国土交通省の確認をとることが必要です。
- ・各団体の取組状況を把握するとともに、共通課題やその解決策を共有し、また各団体の取組を支援するため、国土交通省が別途選定した総合的検討事業者の株式会社価値総合研究所において調査分析等の業務を行いますのでご協力を願います。
- ・毎月の事業進捗報告に加え、平成30年9月28日までに中間報告書を提出するものとします（同日までに完成報告書を提出している場合を除きます）。仕組みの試行に要する経費についての交付申請は中間報告書において仕組みの概ねの完成が確認できない場合には原則として、認めないこととしますので、ご留意ください。（中間報告書の様式については事務事業者が公表している様式を参照し、提出して下さい。）
- ・仕組みの試行による経費については提案申請書に記載していただいた「3. 取組スケジュール」の内容を勘案し、平成30年度上半期に実施できると想定される戸数にしばって配分をしています。当該金額については試行の進捗状況により、年度途中において増額または減額することがあります。
- ・年度末までに完成報告書において仕組みの完成の確認ができない場合には、原則として、次年度以降の採択は行わないこととします。

本件についてのお問い合わせは、下記担当者までお願い致します。

（担 当）

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 河田、石田

TEL 03-5253-8111（内線39-448、432） FAX 03-5253-1629

E-mail kawata-k25h@mlit.go.jp; ishida-s2cy@mlit.go.jp

新しい宮城の家・暮らし方推進協議会 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



平成 30 年度住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業を実施する者に対する補助事業）の審査結果について（通知）

平成 30 年度住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業を実施する者に対する補助事業）について、審査の結果、貴殿の提案を採択することが決定いたしましたので、お知らせいたします。

補助金交付申請の上限額は次のとおりです。

仕組みの開発・周知に要する経費 : 13,680 千円

なお、本事業の執行にあたっては以下の点に留意し実施して下さい。

- ・上記の額は補助金交付申請可能額の上限であり、実際の交付額については交付申請の内容を確認し、必要性・合理性等が認められた場合に決定されます。
- ・本事業の「仕組みの開発・周知に要する経費」に係る補助金の上限額は、事業期間に関わらず、一事業主体当たり 2,000 万円が限度となっているので、貴団体においては、当該上限額の範囲内で仕組みの開発が確実に完了するよう、計画的かつ効率的な執行に努めて下さい。特に今年度に上限額に近い補助金の交付を受けられる場合は、今年度中に仕組みの開発の完了が必要となる場合があるので注意して下さい。
- ・原則として、提案申請書の事業内容の変更は認められませんが、やむを得ない理由により変更する場合は国土交通省の確認をとることが必要です。
- ・各団体の取組状況を把握するとともに、共通課題やその解決策を共有し、また各団体の取組を支援するため、国土交通省が別途選定した総合的検討事業者の株式会社価値総合研究所において調査分析等の業務を行いますのでご協力を願います。
- ・毎月の事業進捗報告に加え、平成 31 年 2 月 15 日までに中間報告書を提出するものとします（同日までに完成報告書を提出している場合を除きます）。中間報告書の様式については事務事業者が公表している様式を参照し、提出して下さい。

本件についてのお問い合わせは、下記担当者までお願い致します。

(担 当)

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 河田、石田

TEL 03-5253-8111 (内線 39-448、432) FAX 03-5253-1629

E-mail kawata=k25h@mlit.go.jp、ishida=s2cy@mlit.go.jp